

確定返済スキームに関する合意書

預金保険機構（以下「甲」という。）、株式会社整理回収機構（以下「乙」という。）、株式会社 SBI 新生銀行（以下「丙」という。）及び SBI ホールディングス株式会社（以下「丁」という。）は、令和 5 年 5 月 12 日付けで締結した公的資金の取扱いに関する契約書（以下「**本公的資金の取扱いに関する契約書**」という。）第 3 項に規定する確定返済スキーム（以下「**本確定返済スキーム**」という。）に関する甲、乙、丙及び丁の権利義務に関し、令和 7 年 3 月 7 日付けで、以下のとおり契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

1. 甲、乙、丙及び丁は、本確定返済スキームとして、甲の保有するすべての丙の普通株式を別紙 1 の内容の A 種優先株式に変更すること及び乙の保有するすべての丙の普通株式を別紙 2 の内容の B 種優先株式に変更することに合意し、それぞれ当該変更に必要な手続を行うものとし、丁は SBI 地銀ホールディングス株式会社をして当該手続を行わせるものとする。
2. 甲及び乙による本公的資金の取扱いに関する契約書第 1 項に規定する要回収額（以下「**本要回収額**」という。）の回収は、主として以下の方法によるものとする。なお、本契約の当事者は、丙から甲に対して支払われた端数株の買取代金合計 19,356,086,400 円はかかる本要回収額として回収済みであることを確認する。
 - ① 丙による甲が保有する A 種優先株式及び乙が保有する B 種優先株式に対するその他資本剰余金からの配当（その他利益剰余金からの配当を含まない。）の支払い
 - ② 丙による甲が保有する A 種優先株式及び乙が保有する B 種優先株式の金銭を対価とする取得条項に基づく取得の対価又は本契約第 8 項に基づく取得の対価としてのその他資本剰余金からの支払い
 - ③ 丁による甲が保有する A 種優先株式及び乙が保有する B 種優先株式の本契約第 6 項又は第 8 項に基づく取得の対価の支払い
3. 丙による A 種優先配当金の支払いは、A 種優先株式 1 株につき 40,000,000 円（但し、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）はその他資本剰余金からの支払いに先立ってその他利益剰余金から支払うものとし、丙による B 種優先配当金（一般配当）の支払いは、B 種優先株式 1 株につき 40,000,000 円（但し、B 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）はその他資本剰余金からの支払いに先立ってその他利益剰余金から支払うものとし、これらの支払い額は本契約第 2 項の本要回収額の回収に算入しないものとする。

4. B種優先株式の内容第1項(1)②に定めるB種優先配当金（特別配当）が、2025年3月31日に終了する事業年度までにB種優先株式1株につき16,666,666,667円に満たない金額しか行われなかった場合、翌事業年度においてB種優先配当金（特別配当）の不足額の配当が行われるよう（丙の定款に対する所要の変更を含む。）、甲、乙、丙及び丁は真摯に協議する。
5. ① 本契約締結日以降、甲に対する本契約第2項各号に定める方法その他本契約締結日以前において実行された公的資金の返済の事案において甲により公的資金の返済として扱われた方法による本要回収額の回収額の合計が、115,009,404,270円以上となった場合には、以後、甲は、A種優先株式に関して、法令及び丙の定款に定められる権利に基づく場合を除き、丙又は丁からいかなる追加的な支払いも受けることはできず、また、かかる追加的な支払いを丙又は丁に求めてはならないものとする。
- ② 本契約締結日以降、乙に対する本契約第2項各号に定める方法その他本契約締結日以前において実行された公的資金の返済の事案において乙により公的資金の返済として扱われた方法による本要回収額の回収額の合計が、215,009,404,272円以上となった場合には、以後、乙は、B種優先株式に関して、法令及び丙の定款に定められる権利に基づく場合を除き、丙又は丁からいかなる追加的な支払いも受けることはできず、また、かかる追加的な支払いを丙又は丁に求めてはならないものとする。
6. ① 丁は、A種優先株式の発行後、A種優先株式1株当たりの公正価値がA種優先株式の内容第4項(2)に規定する取得と引換えに交付すべき財産の額（以下「**A種優先株式1株当たり要回収残額**」という。）以上となっている場合には、甲の保有するA種優先株式の全部を、A種優先株式1株当たり、A種優先株式1株当たり要回収残額をもって丁又はその子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第312条に定める指定国際会計基準（IFRS）のIFRS第10号に定める子会社をいう。以下本項において同じ。）へ譲渡することを、甲に対して書面により請求することができ、かかる請求があった場合、甲は、法令に反しない範囲でこれに応じるものとする。かかる譲渡及び対価の支払いが実行された場合、本要回収額のうち甲に関する金額の全額の甲による回収が完了したものとみなす。
- ② 丁は、B種優先株式の発行後、B種優先株式1株当たりの公正価値がB種優先株式の内容第4項(2)に規定する取得と引換えに交付すべき財産の額（以下「**B種優先株式1株当たり要回収残額**」という。）以上となっている場合には、乙の保有するB種優先株式の全部を、B種優先株式1株当たり、B種優先株式1株当たり要回

収残額をもって丁又はその子会社へ譲渡することを、乙に対して書面により請求することができ、かかる請求があった場合、乙は、法令に反しない範囲でこれに応じるものとする。かかる譲渡及び対価の支払いが実行された場合、本要回収額のうち乙に関する金額の全額の乙による回収が完了したものとみなす。

7. 丙は、A種優先株式 1 株当たりの公正価値がA種優先株式 1 株当たり要回収残額以上となっていない限り、A種優先株式の内容第 4 項(1)に規定する金銭を対価とする取得条項に基づくA種優先株式の取得を行うことはできず、B種優先株式 1 株当たりの公正価値がB種優先株式 1 株当たり要回収残額以上となっていない限り、B種優先株式の内容第 4 項(1)に規定する金銭を対価とする取得条項に基づくB種優先株式の取得を行うことはできないものとする。
8. ① 甲は、A種優先株式の発行後、(i)A種優先株式 1 株当たり要回収残額が次の計算式に基づく額（但し、1 円未満は切り捨て、丙の普通株式又はA種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「**A種優先株式本取得要請基準額**」という。）を下回り、かつ、(ii)A種優先株式 1 株当たりの公正価値がA種優先株式 1 株当たり要回収残額以上となっている場合には、丙又は丁に対して、その保有するA種優先株式の全部を、A種優先株式 1 株当たり、A種優先株式 1 株当たり要回収残額をもって取得することを打診することができるものとし、この場合、丙又は丁は、法令に反しない限り、その取得について真摯に協議に応じるものとする。但し、丙が取得するときは、2030 年 4 月 1 日以降の日を取得の日とし、丙の自己資本の充実について問題のない場合で、あらかじめ金融庁の事前の確認を得ている場合に限るものとする。また、甲から、経済環境及び市況の変化を踏まえたA種優先株式本取得要請基準額の変更について合理的な要請がある場合には、丙及び丁は当該協議に応じるものとする。

$$\text{A 種 優 先 株 式 本 取 得 要 請 基 準 額} = \frac{\text{丙の直近の監査済み連結財務諸表における連結純資産額} \times 0.6}{\text{丙の発行済株式総数} - \text{自己株式数}}$$

かかる取得及び対価の支払いが実行された場合、本要回収額のうち甲に関する金額の全額の甲による回収は完了したものとみなす。

- ② 乙は、B種優先株式の発行後、(i)B種優先株式 1 株当たり要回収残額が次の計算式に基づく額（但し、1 円未満は切り捨て、丙の普通株式又はB種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「**B種優先株式本取得要請基準額**」という。）を下回り、か

つ、(ii) B種優先株式 1 株当たりの公正価値が B 種優先株式 1 株当たり要回収残額以上となっている場合には、丙又は丁に対して、その保有する B 種優先株式の全部を、B 種優先株式 1 株当たり、B 種優先株式 1 株当たり要回収残額をもって取得することを打診することができるものとし、この場合、丙又は丁は、法令に反しない限り、その取得について真摯に協議に応じるものとする。但し、丙が取得するときは、2030 年 4 月 1 日以降の日を取得の日とし、丙の自己資本の充実について問題のない場合で、あらかじめ金融庁の事前の確認を得ている場合に限るものとする。また、乙から、経済環境及び市況の変化を踏まえた B 種優先株式本取得要請基準額の変更について合理的な要請がある場合には、丙及び丁は当該協議に応じるものとする。

$$\text{B 種 優 先 株 式 本 取 得 要 請 基 準 額} = \frac{\text{丙の直近の監査済み連結財務諸表における連結純資産額} \times 0.6}{\text{丙の発行済株式総数} - \text{自己株式数}}$$

かかる取得及び対価の支払いが実行された場合、本要回収額のうち乙に関する金額の全額の乙による回収は完了したものとみなす。

9. 本契約の全当事者は、本契約で合意した事項に加え、本契約締結後も本公的資金の取扱いに関する契約書は引き続き効力を有することを確認する。
10. 本契約は、本契約第 1 項に従い甲の保有するすべての丙の普通株式が別紙 1 の内容の A 種優先株式に変更され、かつ乙の保有するすべての丙の普通株式が別紙 2 の内容の B 種優先株式に変更された日をもって発効するものとし、同日から、本要回収額全額の回収が完了するまでの間、有効とする。但し、本契約第 1 項、第 9 項及び本項の規定は本契約の締結と同時に発効するものとする。

(以下、余白)

別紙 1：株式会社 SBI 新生銀行 A 種優先株式の内容

別紙 2：株式会社 SBI 新生銀行 B 種優先株式の内容

本契約の締結を証するため、正本 4 通を作成し、各当事者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 7 年 3 月 7 日

甲：東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号

預金保険機構

理事長 三 井 秀 範

乙：東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号

株式会社整理回収機構

代表取締役 本 田 守 弘

丙：東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号

株式会社 SBI 新生銀行

代表取締役 川 島 克 哉

丁：東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

SBI ホールディングス株式会社

代表取締役 北 尾 吉 孝

A種優先株式の内容

1. A種優先配当金

(1) A種優先配当金

当銀行は、2025年4月1日以降の日を基準日（剰余金の配当に関して基準日が設定されていない場合には、当該剰余金の配当の効力発生日とする。以下「配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当銀行の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第(5)号に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、375,000,000円（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「A種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該配当基準日の属する事業年度において、当該配当基準日より前の日を配当基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先配当金としての剰余金の配当が行われているときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払われるA種優先配当金は、その各剰余金の配当における1株当たりの配当金の合計額を控除した額とするものとし、控除することによりA種優先配当金が零円となるときはA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先配当金は支払われないものとする。なお、当銀行は、2025年3月31日に終了する事業年度に属する日を配当基準日として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わないものとする。

(2) 非累積条項

2025年4月1日以降に開始するある事業年度に属する日を配当基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 参加条項

当銀行は、2025年4月1日以降に開始するある事業年度において、A種優先配当金の支払い後に分配可能額があるときは、普通株主または普通登録株式質権者に対して、1株当たりA種優先配当金と同額（ただし、普通株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に至るまで剰余金の配当を行うことができ、さらにこれを超えて普通株式について剰余金の配当を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者および普通株主または普通登録株式質権者に対し、1株当たり同額の配当財産を交付する。

(4) A種優先配当金に関する確認規定

第(1)号の定めにかかわらず、ある事業年度において、当銀行が必要と認める場合、当銀行の任意の裁量により、A種優先配当金の全部または一部の支払いを停止することができるものとする。

(5) A種優先配当金とB種優先配当金（一般配当）の優先順位

A種優先配当金とB種優先配当金（一般配当）（B種優先株式の内容第1項第(1)号に定義される。以下同じ。）の支払いは同順位とし、B種優先配当金（一般配当）の配当を行う場合はA種優

先配当金の配当も同時に行い、これらに対する配当額がA種優先配当金およびB種優先配当金（一般配当）の全部を支払うのに不足する場合は、A種優先配当金とB種優先配当金（一般配当）の支払いは、A種優先配当金とB種優先配当金（一般配当）の額に応じた比例按分の方法により行うものとする。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当銀行の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、19,168,234,045円（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「A種残余財産分配金」という。）の金銭を支払う。ただし、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先株式の発行日以降に支払った1株当たりの剰余金の配当額（その他資本剰余金を原資とする額に限る。）の合計額（ただし、剰余金の配当後に、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を控除した額とするものとし、控除することによりA種残余財産分配金が零円を下回るときは、A種残余財産分配金は支払われないものとする。

(2) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種残余財産分配金のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) A種残余財産分配金とB種残余財産分配金の順位

A種残余財産分配金とB種残余財産分配金（B種優先株式の内容第2項第(1)号に定義される。以下同じ。）の支払いは同順位とし、当銀行の残余財産がA種残余財産分配金およびB種残余財産分配金の全部を支払うのに不足する場合は、A種残余財産分配金とB種残余財産分配金の支払いは、A種残余財産分配金とB種残余財産分配金の額に応じた比例按分の方法により行うものとする。

3. 議決権

(1) 株主総会

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、2026年3月期以降のある事業年度において、A種優先配当金（第1項第(1)号の但書きに基づく控除後の金額とする。）の全ての支払いを受けなかったときは、当該事業年度の終了日が属する年の7月1日から、当該事業年度の翌事業年度に係る定時株主総会およびそれ以前に開催される株主総会において、全ての事項について議決権を行使することができる。

4. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、2030年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部を取得することができる。ただし、当銀行の取締役会は、金融庁の事前の確認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、第(2)号に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、19,168,234,045円（た

し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「A種取得対価額」という。)の金銭を交付する。ただし、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先株式の発行日以降に支払った1株当たりの剰余金の配当額(その他資本剰余金を原資とする額に限る。)の合計額(ただし、剰余金の配当後に、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を控除した額とするものとし、控除することによりA種取得対価額が零円以下となるときは、無償とする。

5. 普通株式を対価とする一斉取得

当銀行は、2082年3月31日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全部を当該日の翌日をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、A種優先株式1株当たり、1株の普通株式(ただし、普通株式またはA種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

6. 株式の分割または併合および株式無償割当て

(1) 分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式、A種優先株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、A種優先株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

7. 譲渡制限

A種優先株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

8. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

9. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

以 上

B種優先株式の内容

1. B種優先配当金

(1) B種優先配当金

① B種優先配当金（一般配当）

当銀行は、2025年4月1日以降の日を基準日（剰余金の配当に関して基準日が設定されていない場合には、当該剰余金の配当の効力発生日とする。以下「配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当銀行の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第(5)号に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、375,000,000円（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「B種優先配当金（一般配当）」という。）の配当を行う。ただし、当該配当基準日の属する事業年度において、当該配当基準日より前の日を配当基準日としてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先配当金（一般配当）としての剰余金の配当が行われているときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払われるB種優先配当金（一般配当）は、その各剰余金の配当における1株当たりの配当金の合計額を控除した額とするものとし、控除することによりB種優先配当金（一般配当）が零円となる場合はB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先配当金（一般配当）は支払われないものとする。なお、当銀行は、2025年3月31日に終了する事業年度に属する日を配当基準日として、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当（本項に定める一般配当）を行わないものとする。

② B種優先配当金（特別配当）

当銀行は、2025年3月31日に終了する事業年度に属する日を配当基準日として剰余金の配当を行うときは、配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者ならびにA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、16,666,666,667円（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「B種優先配当金（特別配当）」といい、B種優先配当金（一般配当）と合わせて「B種優先配当金」と総称する。）の配当を行う。ただし、当該配当基準日の属する事業年度において、当該配当基準日より前の日を配当基準日としてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先配当金（特別配当）としての剰余金の配当が行われているときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払われるB種優先配当金（特別配当）は、その各剰余金の配当における1株当たりの配当金の合計額を控除した額とするものとし、控除することによりB種優先配当金（特別配当）が零円となる場合はB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先配当金（特別配当）は支払われないものとする。なお、当銀行は、2025年3月31日に終了する事業年度に属する日を配当基準日として、普通株主または普通登録株式質権者に対し、剰余金の配当（本項に定める特別配当）を行わないものとする。

(2) 非累積条項

2025年4月1日以降に開始するある事業年度に属する日を配当基準日としてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金（一般配当）の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

2025年3月31日に終了する事業年度において、B種優先配当金（特別配当）が実施されないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 参加条項

当銀行は、2025年4月1日以降に開始するある事業年度において、B種優先配当金（一般配当）の支払い後に分配可能額があるときは、普通株主または普通登録株式質権者に対して、1株当たりB種優先配当金（一般配当）と同額（ただし、普通株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に至るまで剰余金の配当を行うことができ、さらにこれを超えて普通株式について剰余金の配当を行うときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者および普通株主または普通登録株式質権者に対し、1株当たり同額の配当財産を交付する。

(4) B種優先配当金に関する確認規定

第(1)号の定めにかかわらず、ある事業年度において、当銀行が必要と認める場合、当銀行の任意の裁量により、B種優先配当金（一般配当）またはB種優先配当金（特別配当）の一方または双方の全部または一部の支払いを停止することができるものとする。

(5) A種優先配当金とB種優先配当金（一般配当）の優先順位

A種優先配当金（A種優先株式の内容第1項第(1)号に定義される。以下同じ。）とB種優先配当金（一般配当）の支払いは同順位とし、A種優先配当金の配当を行う場合はB種優先配当金（一般配当）の配当も同時に行い、これらに対する配当額がA種優先配当金およびB種優先配当金（一般配当）の全部を支払うのに不足する場合は、A種優先配当金とB種優先配当金（一般配当）の支払いは、A種優先配当金とB種優先配当金（一般配当）の額に応じた比例按分の方法により行うものとする。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当銀行の残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、35,834,900,712円（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「B種残余財産分配金」という。）の金銭を支払う。ただし、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先株式の発行日以降に支払った1株当たりの剰余金の配当額（その他資本剰余金を原資とする額に限る。）の合計額（ただし、剰余金の配当後に、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を控除した額とするものとし、控除することによりB種残余財産分配金が零円を下回るときは、B種残余財産分配金は支払われないものとする。

(2) 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種残余財産分配金のほか、残余財産の

分配は行わない。

(3) A種残余財産分配金とB種残余財産分配金の順位

A種残余財産分配金（A種優先株式の内容第2項第(1)号に定義される。以下同じ。）とB種残余財産分配金の支払いは同順位とし、当銀行の残余財産がA種残余財産分配金およびB種残余財産分配金の全部を支払うのに不足する場合は、A種残余財産分配金とB種残余財産分配金の支払いは、A種残余財産分配金とB種残余財産分配金の額に応じた比例按分の方法により行うものとする。

3. 議決権

(1) 株主総会

B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、B種優先株主は、2026年3月期以降のある事業年度において、B種優先配当金（一般配当）（第1項第(1)号①の但書きに基づく控除後の金額とする。）の全ての支払いを受けなかったときは、当該事業年度の終了日が属する年の7月1日から、当該事業年度の翌事業年度に係る定時株主総会およびそれ以前に開催される株主総会において、全ての事項について議決権を行使することができる。

4. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、2030年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部を取得することができる。ただし、当銀行の取締役会は、金融庁の事前の確認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、第(2)号に定める財産をB種優先株主に対して交付するものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株につき、35,834,900,712円（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「B種取得対価額」という。）の金銭を交付する。ただし、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先株式の発行日以降に支払った1株当たりの剰余金の配当額（その他資本剰余金を原資とする額に限る。）の合計額（ただし、剰余金の配当後に、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を控除した額とするものとし、控除することによりB種取得対価額が零円以下となる場合は、無償とする。

5. 普通株式を対価とする一斉取得

当銀行は、2082年3月31日までに当銀行に取得されていないB種優先株式の全部を当該日の翌日をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、各B種優先株主に対し、B種優先株式1株当たり、1株の普通株式（ただし、普通株式またはB種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を交付するものとする。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

6. 株式の分割または併合および株式無償割当て

(1) 分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式、A種優先株式およびB種優先株式の

種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、A種優先株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

7. 譲渡制限

B種優先株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

8. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

9. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

以 上